

福岡市内
就労移行支援事業所 管理者 様
就労継続支援事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局障がい福祉課長

令和3年度以降の在宅でのサービス利用にかかる支援開始の届出について（依頼）

日頃より、福岡市障がい福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、在宅でのサービス利用については、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和3年度以降は常時の取扱いとすることが、厚生労働省から示されました。

つきましては、令和3年度以降、在宅でのサービス提供を実施される事業所は、在宅でのサービス利用による支援効果が認められることを事前に確認するため、下記のとおり届出を行っていただきますようお願いいたします。

また、在宅でのサービス提供を実施する事業所を広く市民の皆様にお知らせするため、事業所一覧を福岡市ホームページで公表するほか、今回作成いただく「【別紙3】在宅でのサービス提供の支援内容」につきましても、サービス利用を検討されている方に広く配布することといたしますので、申し添えいたします。

なお、当該届出を行っておらず、在宅でのサービス提供を実施した場合、「在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した」とされる要件を満たしていないこととなり、自立支援給付費の返還対象となりますので、在宅でのサービス提供を実施される場合は、必ず届出を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 届出書類について

(1)【別紙1】在宅でのサービス利用にかかる支援開始届出書

- ・在宅でのサービス利用による支援効果が認められるかを判断させていただきますので、具体的に記載いただきますようお願いいたします。

(2)【別紙2】事業所公表情報

- ・記載内容については、そのまま福岡市のホームページに掲載いたしますので、誤りがないよう記載をお願いいたします。

(3)【別紙3】在宅でのサービス提供の支援内容

- ・令和3年4月1日から実施する在宅でのサービス提供の支援内容を記載してください。
- ・利用者に配布する等公表を前提に記載をお願いいたします。

・特になし項目は「なし」で結構です。

※今回、作成いただくのは、今後、提供するサービスの内容についてですが、記載の参考として、令和2年5月13日付事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第5報）」の別添を添付しておりますのでご参照ください。（こちらの支援事例は実際に行った内容を記載しており、表現が実績ベースになっております。ご注意ください。）

(4) 運営規程

・運営規程のサービス内容に、在宅でのサービス提供にかかる記載がある運営規程をご提出ください。

2 回答期限・方法

- ・令和3年4月1日から在宅でのサービス提供を開始する場合
→令和3年3月26日(金)まで
- ・令和3年5月1日以降に在宅でのサービス提供を開始する場合
→在宅でのサービス利用開始日の2週間前まで

※上記期限までに届出書類一式を作成のうえ、電子メールにて下記宛先まで回答してください。

3 変更の届出について

- ・在宅でのサービス提供を廃止する場合は、廃止する1か月前までに必ず当課までご連絡ください。
- ・今回、届出を行った「【別紙2】事業所公表情報」の内容に変更が生じた場合は、変更後の内容に修正したものを、随時ご提出ください。
- ・今回、届出を行った「【別紙1】在宅でのサービス利用にかかる支援開始届出書」「【別紙3】在宅でのサービス提供の支援内容」の内容が大きく変更になる場合は、変更後の内容に修正したものを、随時ご提出ください。(軽微な変更について届出の必要はありません。ご不明な点等は当課までお問い合わせください。)

4 提出・問い合わせ先

福岡市保健福祉局障がい者部障がい福祉課指定指導第1係

E-mail : syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp

電話 : 092-711-4249 FAX : 092-711-4818